

加古川市労政審議会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、加古川市労政審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の公開)

第2条 審議会は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 審議会において、加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号）第5条各号に定める不開示情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (2) 審議会を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないと認められるとき。

(審議会開催の周知)

第3条 審議会の開催にあたっては、公開、非公開にかかわらず、原則として開催日前に一定の方法により、周知するものとする。ただし、審議会を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- 2 周知する内容は、審議会の名称、日時、場所、傍聴手続、その他必要な事項とする。

(公開の方法等)

第4条 審議会の公開は、審議会の傍聴及び審議結果の閲覧により行うものとする。

- 2 審議会の傍聴は、傍聴を希望する者に、会長が審議会の傍聴を認めることにより行うものとする。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、会場の広さ等を勘案し、会長が審議会の都度定める。

(傍聴の手続)

第6条 傍聴を希望する者は、審議会開催予定時刻の30分前までに、受付に申し出なければならない。

- 2 傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、受付順で抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴できない者)

第7条 次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者。
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者。

- (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者。
 - (4) 拡声器、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者。
 - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者。
 - (7) 酒気を帯びていると認められる者。
 - (8) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと疑うに足りる顕著な事情が認められる者。
- 2 会長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、事務局員をして前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 会長は、前項に規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻をするなど、示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、オーバーコート類を着用しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 写真撮影、録画又は録音をしないこと。
- (7) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用しないこと。
- (8) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は審議会の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴人への指示)

第9条 会長は、審議会の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局員に指示させることができる。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、会長は当該傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、会長はその者に対して会場からの退場を命ずることができる。

(報道関係者の取扱い)

第11条 報道関係者については、第5条及び第6条の規定は適用しない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要領は、平成29年2月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。